（地方公務員等共済組合法の一部改正に伴う経過措置）

第四十一条　第二号施行日前に地方公務員共済組合の組合員の資格を取得して、第二号施行日まで引き続きその資格を有する者（平成二十八年四月から標準報酬を改定されるべき者を除く。）のうち、同年三月の標準報酬の月額が百二十一万円であるもの（当該標準報酬の月額の基礎となった報酬月額が百二十三万五千円未満である者を除く。）の標準報酬は、当該標準報酬の月額の基礎となった報酬月額を前条の規定による改正後の地方公務員等共済組合法（次条並びに附則第四十三条第二項及び第三項において「改正後地共済法」という。）第四十三条第二項の規定により読み替えられた同条第一項の規定による標準報酬の基礎となる報酬月額とみなして、地方公務員共済組合が改定する。

2　前項の規定により改定された標準報酬は、平成二十八年四月から同年八月までの各月の標準報酬とする。

第四十二条　改正後地共済法第四十四条第二項の規定は、第二号施行日の属する月以後の月に地方公務員共済組合の組合員が受けた期末手当等の標準期末手当等の額について適用し、第二号施行日の属する月前の月に当該組合員が受けた期末手当等の標準期末手当等の額については、なお従前の例による。

第四十三条　第二号施行日前において、附則第四十条の規定による改正前の地方公務員等共済組合法による傷病手当金又は出産手当金の支給を受けていた者又は受けるべき者に係る第二号施行日前までの分として支給される当該傷病手当金又は出産手当金の額については、なお従前の例による。

2　第二号施行日から平成二十八年八月三十一日までの間に傷病手当金又は出産手当金の支給を始める場合における当該傷病手当金又は出産手当金の額の算定については、改正後地共済法第六十八条第二項本文（改正後地共済法第六十九条第二項において準用する場合を含む。）の規定は、適用しない。

3　第二号施行日の属する年度における改正後地共済法第六十八条第二項ただし書第二号及び第三項（これらの規定を改正後地共済法第六十九条第二項において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同号中「九月三十日」とあるのは、「十月一日」とする。

（労働基準法の一部改正）

第四十四条　労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）の一部を次のように改正する。

第三十九条第七項ただし書中「第九十九条第一項に定める標準報酬日額に相当する金額」を「第四十条第一項に規定する標準報酬月額の三十分の一に相当する金額（その金額に、五円未満の端数があるときは、これを切り捨て、五円以上十円未満の端数があるときは、これを十円に切り上げるものとする。）」に改める。

（地方自治法の一部改正）

第四十五条　地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）の一部を次のように改正する。

別表第一国民健康保険法（昭和三十三年法律第百九十二号）の項中「第百六条第一項」及び「第百七条」の下に「（第二号に係る部分に限る。）」を加える。

（地方財政法の一部改正）

第四十六条　地方財政法（昭和二十三年法律第百九号）の一部を次のように改正する。

第十条第十六号中「支給並びに」を「支給、」に、「納付並びに」を「納付、」に改め、「特定保健指導」の下に「並びに財政安定化基金への繰入れ」を加える。

第十一条の二ただし書中「繰入れに要する経費のうち」の下に「、国民健康保険の財政の安定化及び調整を行うもの、高額医療費負担対象額に係るもの、」を加え、「及び所得」を「、所得」に改め、「、高額医療費共同事業に要する費用に充てるための拠出金の納付に要する経費のうち都道府県の負担に係るもの」を削り、「特定保健指導に要する」の下に「もの並びに財政安定化基金への繰入れに要する」を加える。

（社会保険医療協議会法の一部改正）

第四十七条　社会保険医療協議会法（昭和二十五年法律第四十七号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第三号中「第四号」を「第五号」に改め、「第七十条第一項及び」の下に「第三項並びに」を加える。

（生活保護法の一部改正）

第四十八条　生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）の一部を次のように改正する。

別表第一の十の項第一号中「、健康診査」を「及び健康診査並びに健康管理及び疾病の予防に係る被保険者の自助努力についての支援」に改め、同項第二号中「、健康診査」の下に「及び保健指導並びに健康管理及び疾病の予防に係る被保険者の自助努力についての支援」を加える。

（防衛省の職員の給与等に関する法律の一部改正）

第四十九条　防衛省の職員の給与等に関する法律（昭和二十七年法律第二百六十六号）の一部を次のように改正する。

第二十九条中「第六十六条第三項」を「第六十六条第五項」に改める。

（登録免許税法の一部改正）

第五十条　登録免許税法（昭和四十二年法律第三十五号）の一部を次のように改正する。

別表第三の四の項の第三欄の第二号及び同表の八の項の第三欄の第二号中「第二項」を「第三項」に改める。

（住民基本台帳法の一部改正）

第五十一条　住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）の一部を次のように改正する。

別表第一の七十二の二の項中「同条第二項」を「同条第三項」に改め、同表の七十三の項中「同条第二項の福祉事業」を「同条第三項の福祉事業」に改め、同表中七十三の三の項を七十三の五の項とし、七十三の二の項を七十三の三の項とし、同項の次に次のように加える。

七十三の四　国民健康保険団体連合会	健康保険法による同法第二百五条の四第一項第二号の情報の収集若しくは整理、船員保険法による同法第百五十三条の十第一項第二号の情報の収集若しくは整理、私立学校教職員共済法による同法第四十七条の三第一項第二号の情報の収集若しくは整理、国家公務員共済組合法による同法第百十四条の二第一項第二号の情報の収集若しくは整理、国民健康保険法による同法第百十三条の三第一項第一号の情報の収集若しくは整理、地方公務員等共済組合法による同法第百四十四条の三十三第一項第二号の情報の収集若しくは整理又は高齢者の医療の確保に関する法律による同法第百六十五条の二第一項第一号の情報の収集若しくは整理に関する事務であつて総務省令で定めるもの

別表第一の七十三の項の次に次のように加える。

七十三の二　社会保険診療報酬支払基金	社会保険診療報酬支払基金法（昭和二十三年法律第百二十九号）による同法第十五条第一項第六号に掲げる業務として行う健康保険法第一百五条の四第一項第二号、船員保険法第百五十三条の十第一項第二号、私立学校教職員共済法第四十七条の三第一項第二号、国家公務員共済組合法第百十四条の二第一項第二号、国民健康保険法第百十三条の三第一項第二号又は高齢者の医療の確保に関する法律第百四十四条の三十三第一項第一号の情報の収集又は整理に関する事務であつて総務省令で定めるもの

第五十二条　住民基本台帳法の一部を次のように改正する。

別表第一の七十三の三の項中「第七十六条」を「第七十六条第二項」に改める。

（介護保険法の一部改正）

第五十三条　介護保険法（平成九年法律第百二十三号）の一部を次のように改正する。

第七条第七項中「市町村」を「都道府県及び市町村」に改める。

第六十八条第五項中「厚生労働大臣」の下に「とし、当該要介護被保険者等が国民健康保険法の定めるところにより都道府県が当該都道府県内の市町村とともに行う国民健康保険（以下「国民健康保険」という。）の被保険者である場合には、市町村とする」を加える。